

【用語解説】

社会保険料控除

本人や、生計を一にする配偶者、親族が負担すべき社会保険料（健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など）をその年中に支払った場合、その全額。ただし、年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税（料）は、本人以外の申告には使えません。

生命保険料控除・地震保険料控除

その年中に支払った生命保険料や個人年金保険料、地震保険料によって差し引かれる額が決まります。

雑損控除

火災や風水害、盗難などで受けた被害額から、保険などで補てんされた金額と、定められた一定の額を差し引いた残額。

医療費控除

その年中に病気や出産などで支払った医療費の合計金額から、保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに10万円が総所得金額等の5%相当額のいずれか少ない金額を差し引いた残額。

寄附金控除

国や地方公共団体（ふるさと納税も）、日本赤十字社などに寄付した額の合計額か、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2000円を差し引いた残額。

配偶者控除・扶養控除

その年中の合計所得金額が38万円以下で生計を一にする配偶者や扶養親族により額が決まります。※給与収入のみの場合は、収入金額が103万円以下の配偶者や扶養親族が対象。

▼所得

その年中に収入することが確定した金額（収入金額）から、収入金額を得るためにその年中に支払うことが確定した金額（必要経費）を差し引いた額。

所得の種類として、**事業所得**（営業・農業・外交員・大工業・左官業などから生じる所得）、**不動産所得**（地代・家賃など）、**利子所得**、**配当所得**、**給与所得**、**雑所得**（公的年金等・個人年金・原稿料・シルバー人材センターからの配分金など）、**譲渡所得**（分離課税の土地建物等の譲渡・株式の譲渡など）、**一時所得**（生命保険契約等に基づいて受け取る満期返戻金や解約等による一時金など）などがあります。

▼総所得金額等

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用して計算した所得金額の合計額。

▼合計所得金額

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用しないで計算した所得金額の合計額。

源泉徴収税額

給与・公的年金等の支払の際、支払者によって事前に差し引かれている所得税。

▼所得控除

所得から差し引くことのできるもので、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配偶者特別控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、障害者控除、基礎控除があります。

▼年末調整

給与の支払を受ける人で、毎月源泉徴収されていた所得税額と、その年の給与の総額について納めなければならない所得税額とを比べて、その過不足を精算する手続きのことです。

ホームページや「申告の手引き」を参考に書こう

申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも、左ページの用語の解説や「申告の手引き」などを参考に、自主記載をお願いします。なお、申告書は郵送で提出することもできます。



所得税の確定申告・納期限は
3月15日(火)まで
www.nta.go.jp

確定申告に関する情報は国税庁ホームページ「**確定申告特集**」をご覧ください

- 確定申告に必要な書類を印刷することができます。
- 確定申告期にお問い合わせの多いQ & Aを掲載しています。
- 「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書を作成することができます。

国税庁 で **検索**

所得税の還付申告は受付中、納期限は**3月15日(火)**

確定申告による所得税の納期限は、確定申告書の提出期限と同じ**3月15日(火)**です。納期限内に申告・納税を済ませましょう。なお、確定申告書の提出期限を過ぎて申告したり、所得を正

確に申告しなかった場合は、本来の税のほかに延滞税や加算税がかかることがあります。給与収入や公的年金等収入のある人で、所得控除等を追加することにより源泉

徴収された所得税が戻ってくる人を対象に、1月26日(水)からイオンモール倉敷の申告会場で還付申告を受け付けています。早めに申告を済ませておきましょう。

インターネットで確定申告書などが作成できます
サンロード吉備路会場にはe-Tax用のパソコンを設置

市の申告相談会場にも自主記載コーナーを設けます。サンロード吉備路の会場では2月16日以降、e-Taxのできるパソコンを数台設置。希望する人は、受付でお知らせください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申

告書などが作成でき、作成した確定申告書データは電子申告により提出することもできます。また、確定申告に必要な用紙（申告書や添付書類）や確定申告に関する手引き、書き方などの情報が掲載されています。なお、電子申告により所得税の確定申告書を提出す

るとき、本人の電子署名と電子証明書（市民課で発行有料）を併せて申告期限内に送信した場合には、所得税額から5000円（その年の所得税額を限度）の控除が受けられます。平成19・20・21年分で控除を受けた人は、再度受けることはできません。

税の申告 **お早めに！**

申告相談についての問い合わせ

倉敷税務署

☎086-422-1201

税務課市民税係

☎92-8234